

所属内の消毒に関する件

<p>通報内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ X事務所内の接客スペース、接客を行う職員の使用する共有部分について、コロナウイルス感染拡大防止のための消毒が正しく行われていなかった。 ・ 令和3年2月以降は若干の改善されたものの、1月までの状態についても職場管理者において「消毒は正しく行われていた。」との認識を有しており、依然として消毒の事実が確認しにくい状態が放置されている。
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 前提事実</p> <p>所属の調査によれば、以下の事実が認められる。</p> <p>(1) 本件所属長を含む全所属長あてに職場における感染拡大防止対策の徹底等を依頼する「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る衛生管理について（依頼）」（令和2年4月15日水人第60号人事課長通知。以下「令和2年4月人事課長通知」という。）が発出されており、同通知においては、「人がよく触る箇所（ドアノブなどの共有部分）について、拭き取り・消毒をこまめに実施してください。（少なくとも1日2回程度は実施すること）」などと具体的な取組内容も掲記して衛生管理の依頼がなされた。</p> <p>その後も、「新型コロナウイルス感染症対策に係る衛生管理及び適切な配慮について（依頼）」（同年8月4日水人第442号水道局人事課長通知。以下「令和2年8月人事課長通知」という。）、「水道局における新型コロナウイルス感染層対策の観点からの年末年始の在り方について（依頼）」（同年11月30日水人第846号水道局総務課長、人事課長通知。以下「総務課長等通知」という。）が発出され、職場内だけでなく職員の日常生活も含めた感染拡大防止対策に取り組むよう依頼されていた。</p> <p>さらに「新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の取組等の推進について（依頼）」（令和3年4月14日水人第60号人事課長通知。以下「令和3年4月人事課長通知」という。）が発出され、職員の取組について、「人がよく触る箇所（ドアノブなどの共有部分）について、拭き取り・消毒をこまめに実施してください（少なくとも1日2回（例えば、朝や夕方）程度は実施してください。）」などと消毒の頻度ないし実施時間帯をより具体的に説明した上で依頼がなされた。</p> <p>(2) X事務所Y係では、F職員からの「当番制などにすると係職員全員の負担が増えることになるので、日頃早めに出勤している自分たちが自主的に実施する」との申し出を受けて、令和3年1月までは、F職員と同僚職員の2名が始業時間の前に自主的に消毒を行い、それに加えて、清掃委託業者が午前中に行っていたものであるが、この点について、安全衛生委員会での報告がなされ、H係長から係内への周知も図られていた。なお、F職員は、私物の消毒液と除菌シートを使用することもあった。</p> <p>また、令和3年2月以降は、2回の消毒のうち1回を従来どおり清掃委託業者が午前中に行い、職員が行う消毒については、F職員ら2名だけではなく、係内の5グループが1週間交代で行うものとし、実施する時間についても、グループごとに業務都合に応じて設定した時間に行う方針に変更されたが、Eグループの当番の週はF職員が、Bグループの当番の週はG職員が、それぞれ8時30分の始業前に消毒を行っていた。なお、この変更にあたっては、2月からの実施に向けて、1月下旬に朝礼でH係長から職員に周知されるとともに、あわせて、庁内グループウェアへの掲載、実施方法及び消毒に関する資料を記載したEメールによって係内で共有された。</p> <p>2 判断</p> <p>以上を前提に判断する。</p> <p>(1) まず、令和2年4月人事課長通知は、所属における消毒の取組について、職場の衛生管理として徹底するよう求めたものであるところ、当該所属では、令和3年1月までは特定の有志職員が始業時間前に実施しており、同年2月以降も始業前に実施している職員がいるというのであるから、仮に安全衛生委員会での報告等を行っていたとしても、消毒を行っていた職員全員が管理監督者の指揮命令下にあったとは直ちに言い難く、また、有志職員が私物の消毒液と除菌シートを使用したこともあるというのであるから、いずれにしても、衛生管理の徹底という点からして疑義があるというほかない。</p> <p>(2) また、職員が取り組むべき消毒の頻度については、令和2年4月人事課長通知では「1日2回程度」と記載があるのみで、どの程度の間隔をあけるかなど、具体的な指示はされなかったものの、令和2年4月人事課長通知の趣旨がコロナウイルス感染症拡大防止であることを踏まえれば、当該所属で行われているような近接した時間帯に続けて消毒を</p>

	<p>行う方法が適切といえるのか、衛生管理の徹底という点からして、やはり疑義がある。</p> <p>ちなみに、令和3年4月人事課長通知では、「人がよく触る箇所（ドアノブなどの共有部分）について、拭き取り・消毒をこまめに実施してください（少なくとも1日2回（例えば、朝や夕方）程度は実施してください。）」などと具体的な説明がなされるに至っている。</p> <p>3 まとめ</p> <p>X事務所における消毒実施については、2月以降実施体制の見直しに加え、私物の消毒液、除菌シートの利用を取りやめるなど、実施体制が改善された点も認められる。</p> <p>しかしながら、所属の方針として「グループごとに業務都合に応じて設定した時間に行う」ものとしているとはいっても、依然として始業時間前に消毒を行っているグループがあるのみならず、清掃委託業者が行う消毒と近接した時間帯での実施が継続されているというのであるから、令和3年4月人事課長通知に照らしてもなお疑義が残るところであって、消毒実施が職場の衛生管理を目的としていることを踏まえると、管理監督者が勤務時間内において適切と判断する時間帯に実施されることが相当というべく、改めて実施する時間帯を検討することを求める。</p> <p>そして、局としては、感染防止に向けて複数回に渡って通知を発出するなど、衛生管理を徹底するための取組を進めており、これまでの間、職場クラスターの発生もなく経過しているところであるし、引き続き、感染症拡大の状況や、国・県・市の動向を見極めながら感染症対策を適切に講じていくとのことであるから、各所属においても感染防止対策を適切に行っていくことを求め、本委員会としての対応を終了する。</p>
<p>本市の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月以降実施体制の見直しに加え、私物の消毒液、除菌シートの利用を取りやめた。 ・令和3年4月に、人事異動等で執行体制が変わったことも踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の取組等の推進について」を所属長あて通知した。 ・引き続き、感染症拡大の状況や、国・県・市の動向を見極めながら感染症対策を適切に講じていく。